

計画的避難区域において事業所が例外的に事業を継続する場合に
市町村が満たすことが必要な事項

(事業所に関する事項)

1. 計画的避難の例外となる事業所は、以下の項目を満たさなくてはならない。
 - ① 付近の空間線量が毎時 $3.8\mu\text{Sv}$ を大きく超えてはならない。
 - ② 鉄筋コンクリート又はこれに準ずる遮蔽能力を有する。
 - ③ 建物内の空間線量は、窓際や出入り口等の場所においても、毎時 $3.8\mu\text{Sv}$ を十分に下回っている。

(事業者に関する事項)

2. 事業者は、従業員が受ける放射線の量を最小限とするよう努める。
3. 事業者は、従業員が受ける放射線の量が直近一年の間に 20mSv (加えて、女性従業員については、計画的避難実施後の三月毎に 5mSv) を超えないようにする。
4. 事業者は、従業員が妊娠している場合又は妊娠した場合には、区域内の事業所で就労させない。
5. 事業者は、複数の従業員を代表する従業員(作業グループのリーダー等)又は従業員全員に個人線量計を携帯させ、毎日、当該従業員が受けた放射線の量を記録し、事故発生時からの累積線量を計算し、月に一度、市町村に報告する¹。
6. 事業者は、従業員を自動車にて通勤させる。
7. 事業者は、下記の点を遵守し、適切な労働環境を維持する。
 - ① 屋外での作業が可能な限り少なくなるよう、業務を実施させる。
 - ② 土埃や砂埃が多い時には、窓を閉める。
 - ③ 埃等が少ないところでの喫煙、飲食等が可能な職場環境を提供する。
 - ④ 定期的に健康診断を受けさせる。

¹ 毎日、従業員が受けた放射線量を記録。月に一度、1月間の就労中の積算線量に加えて、氏名、年齢、性別、避難前の住所、避難後の住所、避難年月日、避難前の積算線量値、避難後の非就労中の積算線量(通勤中、避難先)を報告。

- ⑤ 職場での滞在時間を可能な限り短縮する。
- 8. 事業者は、従業員に以下の事項を遵守させる。
 - ⑥ 履物を屋内と屋外で替える等、事業所内に汚染を持ち込まないための提案を行う。
 - ⑦ 屋外行動の際には、マスク、帽子及び手袋等を着用することで放射線物質の吸入及び汚染を防止する。
 - ⑧ 事業所に入所する際及び帰宅時には、洗顔、手洗い、うがいを行う。
- 9. 事業者は、従業員に対し放射線に関する知識、当該事業所における放射線の状況、リスク情報等を十分に提供した上で、従業員から当該事業所での勤務についての同意を書面で得るものとする。

(従業員に関する事項)

- 10. 従業員は、妊娠している場合及び妊娠した場合には、速やかに事業者へ報告する。

(市町村に関する事項)

- 11. 市町村は、事業者による従業員が受ける放射線の量を最小限とするための措置を支援するとともに、事業者が従業員の受ける放射線の量を適切に管理するよう、指導を行う。
- 12. 市町村は、従業員が受けた放射線量に関する記録について事業者から報告を受けた場合、速やかに国及び県に報告する。
- 13. 市町村は、必要に応じて、事業者の従業員の受ける放射線量の管理が適切に行われているか否かを確認するために、事業者に必要な事項に関する報告を求め、また事業所への立ち入り、又は必要な調査を行う。
- 14. 市町村は、直近1年の間に従業員が受けることが予測される放射線の量が20mSvを超えた場合には、事業者に対して、当該従業員の受ける放射線の量を低減するために必要な措置を講ずるよう指示することが出来る。
- 15. 市町村は、直近1年の間に従業員が受けた放射線の量が20mSvを超えた場合には、事業者に対して、事業を停止するよう指

示する。

16. 市町村は、女性従業員の計画的避難実施後の三月毎に受けた放射線量が5mSvを超えた場合には、事業者に対して、事業を停止するよう指示することが出来る。
17. 市町村は、事業者の従業員の受ける放射線量の管理に不適切な点があった場合には、管理体制を改善する又は事業を停止するよう指示することが出来る。